

# いじめ防止基本方針

吉野町立吉野小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

のことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指さねばならない。

のために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

## 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

### (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、被害児童の立場に立って行う。また、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、組織的に行う。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる。

## 2 いじめ防止のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、当該学年担任、人権推進教員、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる組織（いじめ問題対策委員会）を別に定める。

また、事象の重篤度によっては教育委員会と協議しつつ調査組織を立ち上げる必要があり、専門知識を有する第三者の参画を検討する。

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

### 3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。

#### (1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

- ・児童一人一人の人権を大切にし、思いやりのある子を育てる学級づくりに努める。
- ・わかる授業づくり、どの子も学ぶ意欲を持ち、学力を高める授業の工夫をしていく。
- ・授業規律を定着させ、学校生活におけるきまりの遵守や挨拶の励行を指導する
- ・個々の児童を大切な一人と考え、それぞれの役割や存在感を高める取組を工夫する。
- ・多くの人との関わりの中で、挨拶や社会の礼儀、マナーの基礎を学ばせる。
- ・児童会活動や学級活動で互いに協力しあい、達成感のある活動を工夫して自己有用感を持たせる。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

- ・児童の些細な変化に気づく。(普段から児童の様子についてしっかりと観察する。)
- ・気づくための取り組み方の工夫(児童面談、日記、アンケート、生活の様子、相談しやすい機会を設けるなど)
- ・気づいた情報を共有する。(5W1H)

#### (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

- ・気づいた事象について共有する。
- ・情報について校内組織で検討し、対応策を協議する。

被害児童のケア、加害児童の指導、被害児童保護者への支援、加害児童保護者への助言、関係機関との連携、周囲の児童集団(いじめを見ていた)への指導

- ・児童の人格の成長に主眼を置いた解決を図るとともに、問題の再発を防ぐ指導をする。

#### (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

### 4 いじめへの対応

いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ問題対策委員会」が中心となって対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめがあると確認された場合、直ちに被害児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じた関係機関と連携する。

### 5 家庭や教育委員会、関係機関との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、被害児童とその保護者に対する支援や、加害児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した情報を適切に提供する。

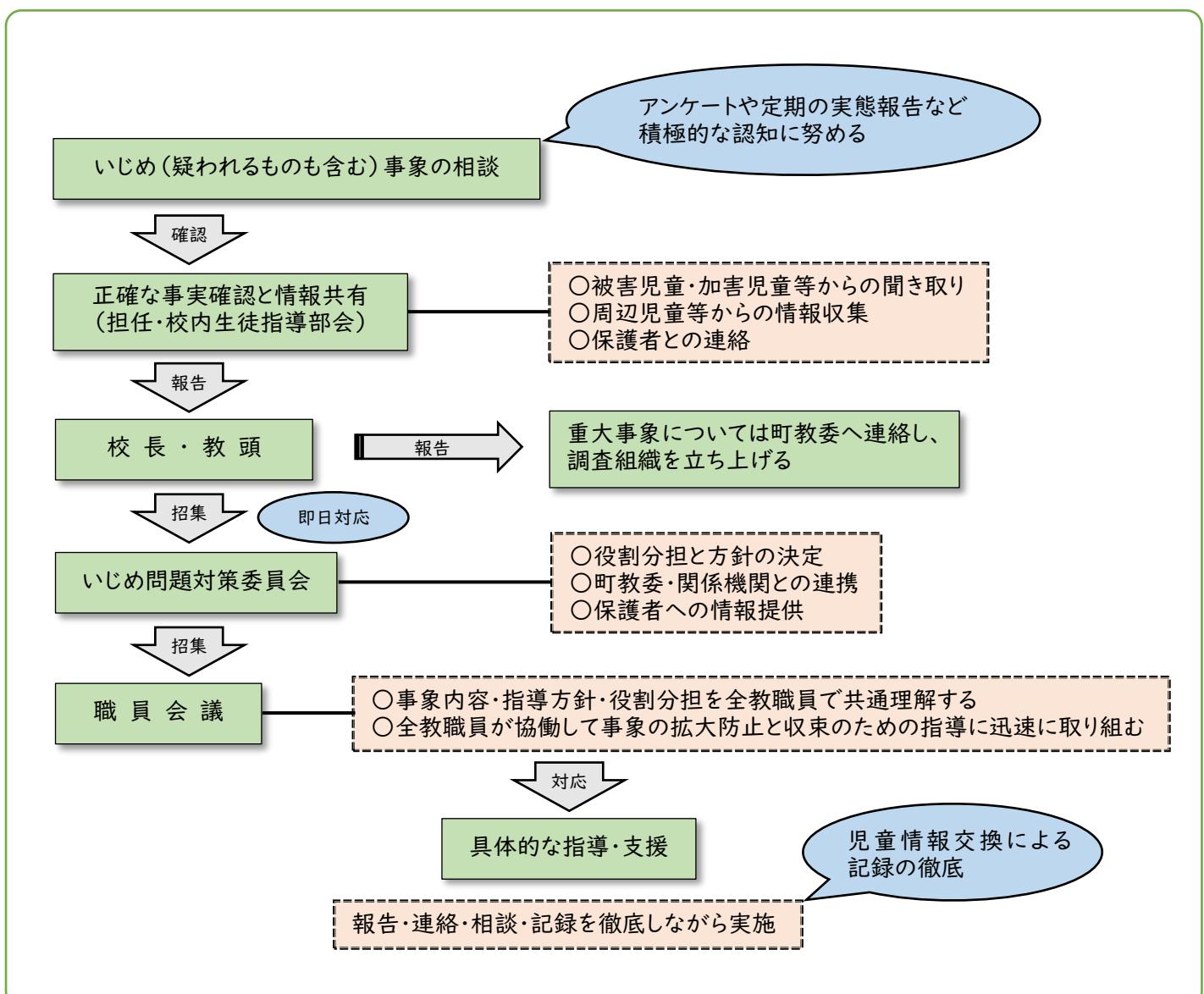
生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。

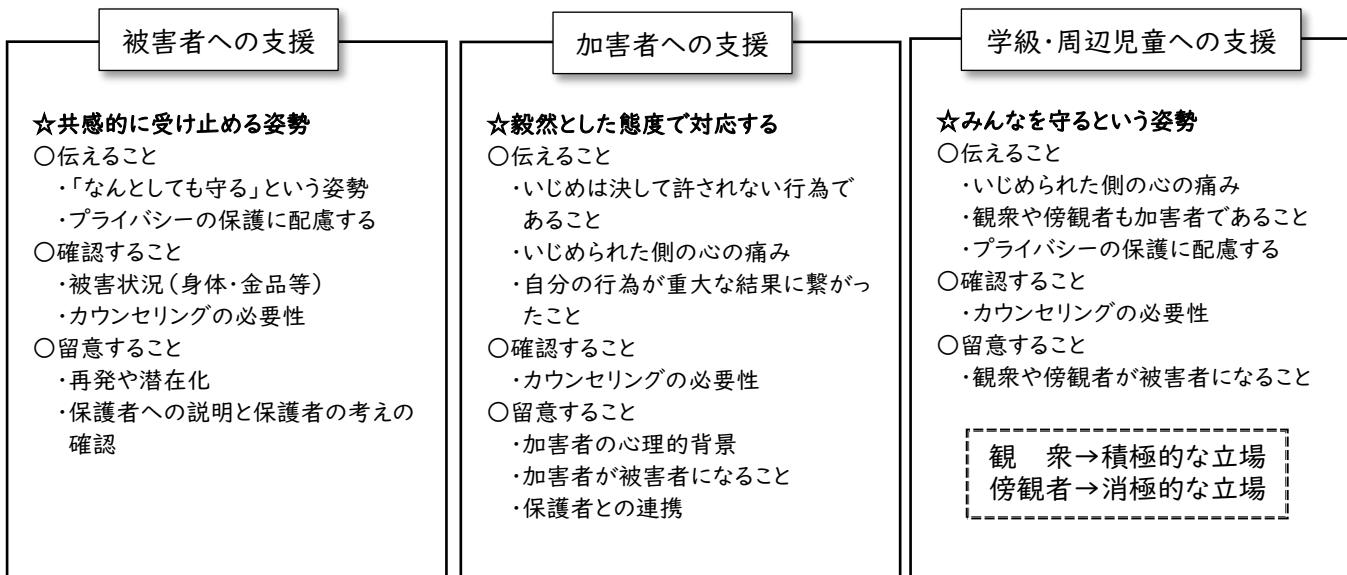
なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

## 6 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 7 組織対応の流れ





いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

町教育委員会への報告

#### 重大事態への対応

- ・速やかに町教育委員会に報告し、その後の調査の仕方を相談する。必要に応じて県教委に報告する。
- ・町・県教委の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・当事者の同意を得た後、PTA本部役員会に報告・相談し、説明文章の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミの対応は管理職に一本化する。

## 8 令和4年度 いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	・職員会議	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会①	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会②	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会③	・職員会議 ・スクリーニング会議	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会④
未然防止		・人権講話	・人権講話 ・野外活動(5年)	・人権講話 ・(児童集会)	・平和への取組	
早期発見	・家庭訪問 ・児童情報交換	・児童情報交換	・学級懇談会 ・こころといじめのアンケート(県) ・児童情報交換	・児童情報交換		・児童情報交換

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	・職員会議	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会⑤	・職員会議	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会⑥	・職員会議	・職員会議 ・いじめ防止対策委員会⑦
未然防止	・人権講話 ・修学旅行	・人権講話	・人権作文発表会 ・(児童集会)	・人権講話	・人権講話	・人権講話 ・(児童集会)
早期発見	・児童情報交換	・いじめアンケート (学校) ・児童情報交換	・個人懇談会 ・児童情報交換	・児童情報交換	・学級懇談会 ・児童情報交換	・児童情報交換

